

お客様各位

平成26年2月1日

寒気も少しずつ緩みはじめましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしですか。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 4月からの消費税処理について
2. 平成26年税制改正の動向
3. 労働者派遣見直しについて
4. 今月の税務

1. 4月からの消費税処理について

消費税引き上げ日の4月1日をまたぐ取引について、確認してください。

毎月の家賃の支払期日を「前月〇日」としている場合には、4月分は4月1日から30日が対象のため、消費税率は8%が適用されます。

そのため、消費税等相当額を仮払金として繰り延べ、翌月に8%で仕入税額控除を行う処理や、翌月に仕入対価の返還を受けたものとする処理が必要になります。

その他にも4月1日をまたぐ取引には注意が必要です。

2. 平成26年税制改正の動向

平成26年税制改正の概要は前回お伝えし、現在国会で審議中のため、大きな動きは出ておりません。

ゴルフ会員権をお持ちの方には良くない知らせで、平成26年4月1日以後の譲渡からはゴルフ会員権の譲渡損失は他の所得との損益通算が適用されない方針が出されております。

含み損を実現させるには3月末までに売却が必要になることに留意して下さい。

3. 労働者派遣見直しについて

労働者派遣の見直し案が今国会に提出され、早ければ平成27年4月から適用される予定です。

大きな改正点は4つです。

① 26業務区分の廃止と業務単位での期間制限の撤廃

従来、派遣期間は通訳などの専門26業務については制限がなく、それ以外の業務は3年であったものが、今回、専門26業務を廃止することで一律最長3年になります。

② 個人単位の期間制限

従来、派遣先の受入期間は仕事単位で3年とされており、3年以内に派遣社員が交代する場合、次の派遣社員は3年から前の派遣期間を差引いた期間しか派遣出来なかったのですが、今回、個人単位で3年となります。そうすると、一つの仕事を派遣社員が交代することで、事実上無期限で派遣に任せることが可能となります。

③ 派遣先単位の期間制限

②で3年更新する際には、正社員の雇用を脅かさないよう、当該事業所の過半数労働組合等から意見を聴取しなければなりません。

なお、派遣元と無期雇用の派遣社員や60歳以上の高齢者は期間制限の例外となります。

④派遣会社への規制強化について

派遣会社については、従来自社で雇用する特定派遣については届出制で緩い規制であったものが、改正案では特定派遣と一般派遣の区別を撤廃しすべての労働者派遣事業を許可制にするとしています。そうすると、一般派遣に要求されている純資産2千万円以上という厳しい要件が特定派遣会社にも課されてしまいます。

更に、有期雇用の派遣社員について3年の派遣期間が終了すると、派遣先に直接雇用を申し込むか、新たな派遣先を提供する、若しくは、自社で無期雇用するなどの措置が必要になります。

特定派遣業者にとっては対策を講じなければなりません。

4. 今月の税務

平成25年分の所得税・個人住民税の確定申告期限は、2月17日から3月17日までです。

給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人や25年中の年収が2千万円を超える人、副収入がある人、2カ所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、新たに住宅を取得したり、災害などで損害を被ったりした場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

申告期限間際になると、相談会場は一杯で待たされることが多く、しかも必要な資料の不足に気づいてもすぐに入手できないこともあります。

早めの対応が望ましく、しかも還付申告なら申告書の提出は2月17日より前の税務署が比較的空いている時期でも受け付けてもらえます。

なお、今回から「国外財産調書制度」が開始され、5千万円を超える国外財産所有する居住者は確定申告の有無にかかわらず3月17日（月）までに国外財産調書を提出する必要があります。

お困りのことがありましたら、ご相談ください。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>